

「国立研究開発法人土木研究所情報システム運用支援業務」に係る契約の締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づき、国立研究開発法人土木研究所（以下「当所」という。）において民間競争入札を行った「国立研究開発法人土木研究所情報システム運用支援業務」（以下「本業務」という。）については、次のとおり契約を締結しました。

1. 契約の相手方

株式会社日立システムズ 茨城支店 支店長 山本 良海
茨城県水戸市南町 3-4-14

2. 契約金額

52,635,000円

（うち消費税及び地方消費税額 4,850,000円）

3. 本業務に係る業務の概要及びその実施にあたり確保されるべき質に関する事項

（1）本業務の概要

ア. 対象となる土木研究所情報システムの概要

A. システム概要

土木研究所情報システム（以下「本システム」という。）は、当所の職員が業務を遂行するため、端末装置を用いて、業務資料の収集、作成、共有、交換を行うものであり、

- ・ ワープロ、表計算等のビジネスアプリ、メールソフト、Web ブラウザ等を搭載した端末装置
- ・ ファイルサーバ、Web サーバ等のサーバ

等から構成されている。

B. 利用者特性

本システムの利用者は、当所職員の約 400 名である。

利用時間は、当所の業務日の通常業務時間（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）以外の日の 8 時 30 分から 17 時 15 分）を主とするが、利用時間以外も計画停電、定期点検及び修理等に限った運用停止を除き、常時利用することを前提とする。

C. 設置場所

本システムの設置場所は、以下の拠点とする。

- ・国立研究開発法人土木研究所（サーバ装置、通信回線装置、端末装置設置場所）茨城県つくば市南原 1 番地 6
- ・自然共生研究センター（通信回線装置、端末装置設置場所）岐阜県各務原市川島笠田町官有地無番地
- ・雪崩・地すべり研究センター（通信回線装置、端末装置設置場所）新潟県妙高市錦町 2 丁目 6 番 8

イ. 対象業務の内容

本システムのサーバ装置、通信回線装置及び端末装置（以下「装置」という。）を安定的かつ適切に稼働させるためのセキュリティ運用支援業務、利用者がシステムを利用する上での操作支援や各種問い合わせ及び障害等への的確な対応のために必要な操作等支援業務、並びに装置等の利用状況を整理する利用状況整理業務を行う。

対象業務の具体的内容は、次のとおり

A. 業務計画書の作成

当所から提供する情報システムの納入図書類等を基に、業務の実施方針や手順等を記載した業務計画書の作成を行う。

B. 実施状況等の報告

業務の実施状況や今後の実施方針について、月 2 回開催する定例会議で報告等を行う。

C. 情報システムのセキュリティ運用支援業務

(a) 装置の監視、設定変更

装置について、セキュリティ確保に必要な動作状況の確認、設定変更及びソフトウェアの脆弱性情報の入手と適用作業等を行う。

(b) 稼働状況の報告

装置のうちセキュリティ装置について、当該機器で検出等された内容を整理し、報告を行う。

D. 情報システムの操作等支援業務

(a) 端末装置の操作等支援

利用者が端末装置を利用する上でのハードウェアやソフトウェアに関するセットアップ方法、操作方法及び障害等について質問等を受け付け、問題解決のための支援及び復旧対応等を行う。

(b) サーバ装置及び通信回線装置の操作等支援

サーバ装置について、稼働情報（システムログやアクセスログ等）のバックアップ、システムのバックアップ及びサーバ機能動作状況の確認を行う。

また、サーバ装置及び通信回線装置の障害について、原因の分析・調査及

び指示に基づく復旧対応等を行う。

(c) ウェブサイトの運用支援

外部向け（和・英版）及び内部向けウェブサイトへのコンテンツの登録・削除及び修正を行う。外部向け（和・英版）ウェブサイトについては、コンテンツの登録等を行う毎に関連データのバックアップを行う。

(d) 電子メール機能の運用支援

監督職員の指示に基づきメールアカウント等の登録・削除及び修正を行う。

E. 情報システムの利用状況整理業務

(a) 外部向け（和・英版）及び内部向けウェブサイトのアクセス総件数及び構成項目別アクセス件数について、日単位、月単位で国内・国外別に整理を行う。

(b) 所内メールの発信元の件数について、課室単位、日単位、月単位の整理を行う。

(c) 所外へのメールの発信元の件数について、課室単位、日単位、月単位で国内・国外別に整理を行う。

(d) 所外からのメール発信元の件数について、課室単位、日単位、月単位で国内・国外別に整理を行う。

(e) F T P、S S H等を利用したアクセス総件数、構成項目別アクセス件数について、日単位に整理を行う。

ウ. 履行場所及び業務実施体制

A. 履行場所

本業務の履行場所は、国立研究開発法人土木研究所（茨城県つくば市南原1番地6）とする。なお、自然共生研究センター（岐阜県各務原市川島笠田町官有地無番地）及び雪崩・地すべり研究センター（新潟県妙高市錦町2丁目6番8）については、電話、F A X又は電子メールを連絡手段として、前記の履行場所より業務を実施するものとする。

B. 業務実施体制

情報システムのセキュリティ運用支援業務、操作等支援業務及び利用状況整理業務は、業務日の通常業務時間内に、履行場所へ常駐者を配置し、業務を滞りなく遂行できる体制を整備することとする。

エ. 業務日及び業務実施時間

情報システムのセキュリティ運用支援業務、操作等支援業務及び利用状況整理業務の業務日及び実施時間は、当所の業務日の通常業務時間とする。

(2) 確保されるべき対象業務の質

ア. 業務内容

「国立研究開発法人土木研究所情報システム運用支援業務調達仕様書」に示す業務を適切に実施すること。

イ. サービスレベルアグリーメント (Service Level Agreement) の締結

本業務の効率化と品質向上並びに円滑化を図るため、「国立研究開発法人木研究所情報システム運用支援業務調達仕様書」に示す指標に対して、サービスレベルアグリーメント（SLA）を締結し、以下の内容を満たすこと。

A. 質問等の回答率（月平均回答率）

利用者からの質問等（情報システムの操作等支援業務。請負者の知見で回答できないものを除く。）に対する24時間以内の回答率は90%（月平均）以上とすること。回答率は以下の計算式による。

なお、24時間以内の回答とは、通常業務時間内に受けた利用者からの質問等に対し、24時間以内（問い合わせから24時間後が業務日でない場合にあつては、翌業務日の当該24時間後に相当する時刻まで）に回答することをいう。

回答率（%）＝（一月あたりの24時間以内の回答数）

$$\div (\text{一月あたりの質問等の数}) \times 100$$

B. 作業遅延の件数

監督職員が示す所定の期日までに作業が完了しない件数は、0件とすること。対象となる作業を以下に示す。なお、監督職員が示す所定の期日は、以下の作業を行うにあたり、請負者と協議して設定するものとする。

- (a) ソフトウェア脆弱性情報の適用作業
- (b) 外部向けウェブサイト（和・英版）へのコンテンツの登録・削除及び修正作業
- (c) 内部向けウェブサイト（和版のみ）へのコンテンツの登録・削除及び修正作業
- (d) メールアカウント、パスワード及びメーリングリストの登録・削除及び修正作業

C. 操作等支援業務利用者満足度調査

本業務開始後、年に1回の割合で利用者に対して、次の満足度についてアンケートを実施し、その結果の基準スコア（75点）を維持すること。

- (a) 質問等から回答までに要した時間
- (b) 回答又は手順に対する説明の分かりやすさ
- (c) 回答又は手順に対する結果の正確性
- (d) 担当者の対応（言葉遣い、親切さ、丁寧さ等）

各質問とも、「満足」（配点100点）、「ほぼ満足」（同80点）、「普通」（同60点）、「やや不満」（同40点）、「不満」（同0点）で採点し、それぞれの項目に対し回答の平均スコア（100点満点）を算出する。

ウ. 本システム運用上の重大障害件数

長期にわたり正常に稼働できない事態・状況及び保有するデータの喪失等により、

業務に多大な支障が生じるような重大障害を発生させないこと。

エ. セキュリティ上の重大障害件数

個人情報、施設等に関する情報及びその他の契約履行に際し知り得た情報の漏洩を発生させないこと。

4. 実施期間に関する事項

業務請負契約の契約期間は、令和元年10月1日～令和4年3月31日までとする。

5. 本業務を実施するにあたり、当所に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために本業務請負者が講ずべき措置に関する事項

(1) 請負者が当所に報告すべき事項、当所の指示による講じるべき措置

ア. 報告等

A. 請負者は、仕様書に規定する業務を実施したときは、当該仕様書に基づく各種報告書を当所に提出しなければならない。

B. 請負者は、本業務を実施したとき又は完了に影響を及ぼす重要な事項に変更が生じたときは、直ちに当所に報告するものとし、当所と請負者が協議するものとする。

C. 請負者は、契約期間中において、B以外であっても、当所からの求めに応じ報告を行う。

イ. 調査

A. 当所は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、請負者に対し必要な報告を求め、又は当所の職員が事務所に立ち入り、又は当所の職員が当該業務の実施の状況若しくは記録、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

B. 立入検査をする当所の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを請負者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ウ. 指示

当所は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、請負者に対し、必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うための措置

ア. 請負者は、本業務の実施に際して知り得た当所の情報（公知の事実等を除く）を、第三者に漏らし、盗用し、又は本業務以外の目的のために利用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第54条により、罰則の適用がある。

イ. 請負者は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術（アイデア又

はノウハウ)については、請負者からの文書による申出を当所が認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。

ウ. 請負者は、当所から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。

エ. 請負者は、本業務の開始時に、本業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について、当所に書面で提出すること。

オ. 請負者は、当所から秘密情報を提供された場合には、当該情報の秘密性に応じて適切に取り扱うための処置を講じること。また、本業務において当所が作成する情報については、監督職員からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

カ. 請負者は、「国立研究開発法人土木研究所情報セキュリティポリシー」に準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされる時又は請負者において本業務に係る情報セキュリティ事故が発生した時は、必要に応じて当所の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

キ. 請負者は、当所から提供された秘密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却又は破棄すること。また、本業務において請負者が作成した情報についても、監督職員からの指示に応じて適切に破棄すること。

ク. アからキまでのほか、当所は、請負者に対し、本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(3) 契約に基づき請負者が講じるべき措置

ア. 本業務の開始

請負者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

イ. 権利の譲渡

請負者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、書面による当所の事前の承認を得たときは、この限りではない。

ウ. 権利の帰属等

(7) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、請負者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

(4) 請負者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、当所の承認を受けなければならない。

エ. 瑕疵担保責任

A. 「国立研究開発法人土木研究所情報システム運用支援業務調達仕様書」で規定

する全ての業務における瑕疵担保責任期間は、検査完了後1年間以内とする。なお、補修に必要な費用は、全て請負者の負担とする。

B. 成果物の瑕疵が請負者の責に帰すべき事由によるものである場合、当所は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を併せて請求することができる。

オ. 再委託

A. 請負者は、本業務の実施にあたり、その全部を一括して再委託してはならない。

B. 請負者は、本業務の実施にあたり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ競争参加資格技術審査申請書において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報管理その他運営管理の方法（以下「再委託先等」という。）について記載しなければならない。

C. 請負者は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で、当所の承認を受けなければならない。

D. 請負者は、B又はCにより再委託を行う場合には、請負者が当所に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の請負者に対し、「(2) 秘密を適正に取り扱うための措置」及び本項「(3) 契約に基づき請負者が講じるべき措置」に規定する事項、その他の事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取することとする。

E. 再委託先は「(2) 秘密を適正に取り扱うための措置」について、請負者と同様の義務を負うものとする。

F. BからEまでに基づき、請負者が再委託先の請負者に義務を実施させる場合、全て請負者の責任において行うものとし、再委託先の請負者の責に帰すべき事由については、請負者の責に帰すべき事由とみなして、請負者が責任を負うものとする。

カ. 契約の変更

当所及び請負者は、本業務の質の確保の推進、またはその他やむをえない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに法第21条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

キ. 契約の解除

当所は、請負者が次のいずれかに該当するときは、請負者に対し請負費の支払を停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。この場合、請負者は当所に対して、契約金額の総価の100分の10に相当する金額を違約金として支払われなければならない。その場合の算定方法については、当所の定めるところによる。ただし、同額の超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるもの

ではない。

また、請負者は、当所との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任をもって当該処理を行わなければならない。

- A. 法第 22 条第 1 項イからチまで又は同項第 2 号に該当するとき。
- B. 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。
- C. 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。
- D. 再委託先が、暴力団若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を、警察当局から受けたとき。
- E. 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させているとき。

ク. 談合等不正行為

請負者は談合等の不正行為に関して、当所が定める「談合等不正行為に関する特約事項」に従うものとする。

ケ. 損害賠償

請負者は、請負者の故意又は過失により当所に損害を与えたときは、当所に対し、その損害について賠償する責任を負う。また、当所は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

なお、当所から請負者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

コ. 不可抗力免責、危険負担

当所及び請負者の責めに帰すことのできない事由により契約期間中に物件が滅失し、又は毀損し、その結果、当所が物件を使用することができなくなったときは、請負者は、当該事由が生じた日の翌日移行の契約期間に係る代金の支払を請求することができない。

サ. 金品等の授受の禁止

請負者は、本業務の実施において、金品等を受け取ること、又は、与えることをしてはならない。

シ. 宣伝行為の禁止

請負者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たって、自ら行う業務の宣伝を行ってはならない。また、本業務の実施をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

ス. 記録及び帳簿類の保管

請負者は、本業務に関して作成した記録及び帳簿類を、本業務を終了し、又は中

止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

セ. 請負業務の引継ぎ

(7) 現行請負者又は当所からの引継ぎ

当所は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行請負者及び請負者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。本業務を新たに実施することとなった請負者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行請負者（又は当所）から業務の引継ぎを受けるものとする。なお、その際の事務引継ぎに必要な経費負担については、現行請負者と当所で協議を行うものとする。

(4) 請負期間満了の際、業者変更が生じた場合の引継ぎ

当所は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、請負者及び次回請負者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。本業務の終了に伴い請負者が変更となる場合には、請負者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回請負者に対し、引継ぎを行うものとする。なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は、請負者の負担となる。

ソ. 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、当所と請負者との間で協議して解決する。

タ. 法令の遵守

請負者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

チ. 安全衛生

請負者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

6. 本業務を実施するにあたり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により本業務請負者が負うべき責任に関する事項

本業務を実施するにあたり、請負者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、次のとおりとする。

- (1) 当所が民法（明治29年法律第89号）第709条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、当所は請負者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について当所の責めに帰すべき理由が存する場合は、当所が自ら賠償のために任ずるべき金額を超える部分に限る）について求償することができる。（2）請負者が民法（明治29年法律第89号）第709条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について当所の責めに帰すべき理由が存するときは、請負者は当所に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責め

に任ずべき金額を超える部分を求償することができる。

7. 落札者における事業の実施体制及び実施方法の概要

国立研究開発法人土木研究所情報システム運用支援業務における民間競争入札実施要項に基づき、以下に示す業務を実施する。

- A. 業務計画書の作成
- B. 実施状況等の報告
- C. 情報システムのセキュリティ運用支援業務
 - (a) 装置の監視、設定変更
 - (b) 稼働状況の報告

- D. 情報システムの操作等支援業務
 - (a) 端末装置の操作等支援
 - (b) サーバ装置及び通信回線装置の操作等支援
 - (c) ウェブサイトの運用支援
 - (d) 電子メール機能の運用支援
- E. 情報システムの利用状況整理業務